備	考				
			************		
注意	事項				
Marie 1951900		請求があったとき、	又は重要事項説	明のときは、本証	Eを提示すること。
2 登	録が消除された	とき、又は本証が失	効したときは、	まやかに本証を過	を納すること。

- 2 登録が用除されたとき、又は本証が大切したときは、速やかに本証を巡討すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する 講習を受講すること。